

ケアプラン問合せ集



この問合せ集は、ケアマネジャーからよくある問合せを参考に作成しました。
なお、今回は特に暫定プランの取扱いについて記載しています。今後も逐次改訂等をしていく予定です。業務の参考にさせていただきます。
変更箇所については、青色で表示しています。

令和5年12月 豊後大野市高齢者福祉課 介護保険係

暫定ケアプランの取扱いについて

1. 暫定ケアプランを作成する場合の例

- (1) 被保険者が新規に要介護等認定の申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- (2) 要介護等認定者が区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- (3) 要介護等認定者が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合

2. 暫定ケアプラン作成に当たっての留意事項

- (1) 認定結果が非該当となったとき、又は暫定ケアプランで設定した介護度等よりも軽度となった場合は、介護サービスに要する費用の全部又は一部が自己負担となる場合があるため、あらかじめ利用者又はその家族に十分な説明を行ってください。
- (2) 要介護等認定(新規・区変)は、有効期間が申請日に遡って決定され、暫定ケアプランについても決定された要介護度等に基づき有効となることから、暫定ケアプランを作成する場合でも一連の業務は必要です。

一連の業務

アセスメント→ケアプラン原案作成→サービス担当者会議(欠席者への照会を含む)→ケアプランの説明及び同意→ケアプランの交付(利用者及び担当者)→サービス実行→モニタリング

- (3) 更新申請の際に、利用者の状況からサービス内容に変更がないと判断し、更新前と同一の内容で暫定ケアプランとする場合には、暫定ケアプラン作成時の一連の業務を省略することができます。この場合において認定結果が出たときは、速やかに一連の業務を行わなければなりません。

※新規・区分変更申請の場合は暫定プラン作成の際に一連の業務が必要です。

- (4) 認定結果が要介護認定、要支援認定のいずれになるか判断できない場合、必ず居宅介護支援事業者と地域包括支援センターが相互に連携を取りながら暫定ケアプランを作成してください。プランの作成は介護・予防両方作成する必要は無く、見込んだ方のプランのみの作成で差し支えありません。

3. 申請の結果が想定していた要介護度等と同一の場合

※(3)を除き申請の種類(新規・区変・更新)は問いません

※介護度等が想定のものと同様であっても、認定調査の内容から再度プランの見直しが必要な場合は一連の業務が必要です。

(1) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本プランへの移行に当たりサービスの内容の変更をしない場合

改めての一連の業務は不要です。ただし、必要事項を見え消しで訂正するなどにより、暫定ケアプランがそのまま本プランに移行したことが分かるようにしてください。また、そのことについて利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録してください。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えありません。

(2) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本プランへの移行に当たりサービスの内容の変更をする場合

サービス変更の内容が、軽微な変更(注1)として取り扱うことができる場合は、暫定ケアプランの変更箇所を見え消しで変更した上で、第1表の余白等及び支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載してください。また、そのことについて利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録してください。改めての一連の業務は不要です。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えありません。ただし、軽微な変更として取り扱えない場合は、認定結果が出た後、速やかに一連の業務を行ってください。

(3) 更新申請の場合において、暫定ケアプラン作成時に一連の業務を省略した場合

認定結果が出た後、速やかに一連の業務を行ってください。

4. 想定していた要介護度等と認定結果が異なる場合

※申請の種類(新規・区変・更新)は問いません

地域包括支援センターで要支援の暫定ケアプランを作成→認定結果が要介護

- (1) 暫定ケアプラン作成時にあらかじめ地域包括支援センターが居宅介護支援事業所と連携を取っていて、それに係る記録等を認定結果が出た後速やかに居宅介護支援事業所に引き継いだ場合、引継ぎを受けた居宅介護支援事業所が一連の業務を行ったものとみなします。ただし、本プラン作成については、暫定ケアプランをもとに、居宅介護支援事業所が速やかに作成してください。
- (2) 引継ぎを受けた居宅介護支援事業所は、認定日後速やかに担当者会議を開催して本プランの同意をもらってください

居宅介護支援事業所にて介護1の暫定プランを作成→認定結果が要支援2

- (1) 暫定ケアプラン作成時にあらかじめ居宅介護支援事業所が地域包括支援センターと連携を取っていて、それに係る記録等を認定結果が出た後速やかに包括支援センターに引き継いだ場合、引継ぎを受けた包括支援センターが一連の業務を行ったものとみなします。ただし、本プラン作成については、暫定ケアプランをもとに、包括支援センターが速やかに作成してください。
- (2) 引継ぎを受けた地域包括支援センターは、認定日後速やかに担当者会議を開催して本プランの同意をもらってください。

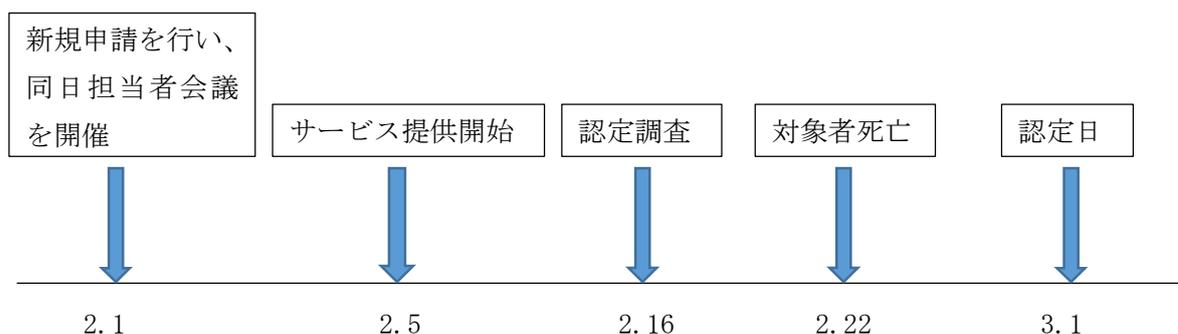
居宅介護支援事業所にて介護1の暫定プランを作成→認定結果が要介護2

- (1) 認定日後速やかに担当者会議を開催して本プランの同意をもらってください。

5. 暫定プラン作成後、認定が出る前に死亡した場合

例

2.1 に新規申請をして、同日担当者会議を開催し 2.5 から暫定プランによるサービスを開始。2.16 に認定調査が行われた。ところが 2.22 に状態が急変し死亡した。3.1 に介護 2 の認定が出た。



認定後の対応について

あくまで「暫定プラン」であるためそのままでは請求できません。「本プラン」に移行する必要があります。今回のケースでは本人が死亡しているため同意を得ることができません。家族等の代行により同意を得て「本プラン」としてください。担当者会議を開く必要はありませんが、関係事業所へ本プランを交付してください。支援経過記録についても適切に記録を残してください。

※家族から同意をもらう際の日付は実際に記入してもらった日付となります。また、記載は次の例を参考にしてください。

年月日〇〇〇〇(本人氏名)死亡のため子が署名

長男 △△△△

○参考

看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

病院等を退院又は退所する者であって、医師が回復の見込みがないと診断した利用者について、退院後の居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者に必要なケアマネジメント業務(サービス利用票の作成等)を行ったものの、利用者の死亡により利用実績のない場合においても居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする。

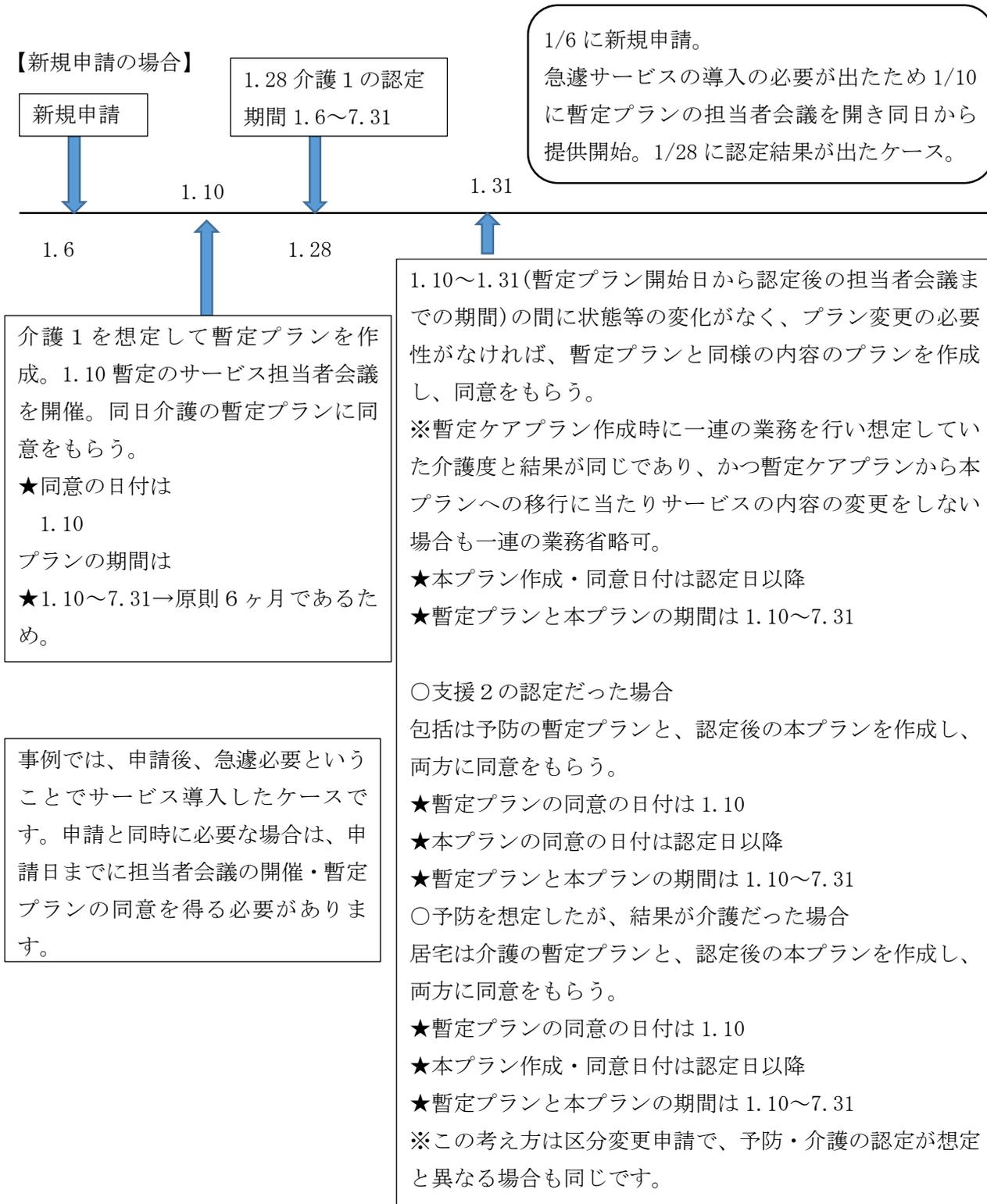
〈算定要件〉

- ①モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の(原案の)作成など、請求に必要な書類の整備を行っていること。
- ②居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理すること。

6. その他

暫定プランに関する日付について

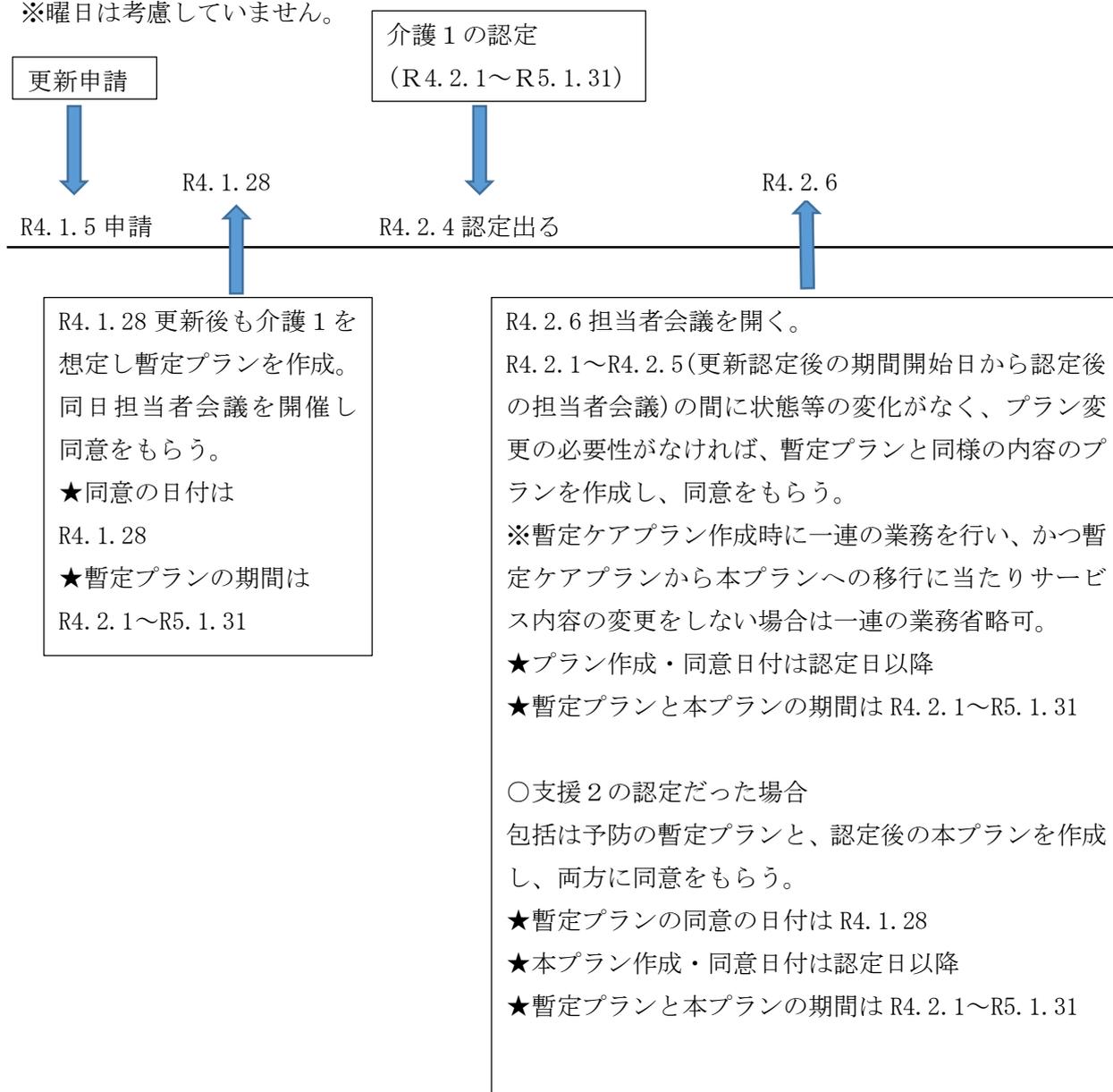
暫定プランは、認定結果が「予防」・「介護」かわからない場合は、より可能性の高い方の区分で暫定プランを作成し、認定結果が出てから作り直すことも可能です。



【更新申請の認定が有効期間過ぎてから降りた場合】

要介護1。有効期間が R4. 2. 1～R5. 1. 31 である対象者の更新後の認定が、R4. 2. 4 に出た場合。

※曜日は考慮していません。



(注1) ケアプランの軽微な変更について

○軽微な変更該当するかどうかは、変更の内容がケアマネジメント一連の業務を行う必要性が高いものかどうかについて、利用者の状況等を考慮し個別具体的に検討した上で判断すべきものです。また、軽微な変更該当する事例であったとしても、必ずしも適用させなければならないものでもありません。

○軽微な変更の適用に当たっては、軽微な変更の趣旨を理解した上で行うようお願いいたします。軽微な変更該当するかどうか判断がつかない場合には、保険者までご相談ください。

軽微な変更該当する可能性があるものは以下のとおりです。

軽微な変更の項目	内容
サービス提供の曜日の変更	利用者の都合により曜日の変更に至った場合。 例 月曜日から木曜日への変更
サービス提供の回数変更	週1回程度※の回数の増減の場合。利用回数の増減による利用者に与える影響等については、十分な情報の共有に努めてください。 複数のサービス種別において回数の増減があった場合は軽微な変更とはなりません。
利用者の住所変更	利用者の単なる住所変更の場合で、住環境、家族構成等に変化がない場合。
事業所の名称変更	居宅介護支援事業所、サービス事業所の名称のみ変更する場合。 ※住所や、サービスの提供体制等に変更がある場合は除く。
福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更。 例 レンタル中の車椅子が故障したが同じ種類の在庫がないため、同等の車椅子に変更した場合。
目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更 例 事業所の休止・廃止等による事業所変更 なお、事業所の変更により利用者に不利益が生じないよう、変更前後のサービス事業所同士で十分な情報の共有（サービス担当者会議等での共通理解）に努めること。

※週1回程度について

基本的には、±1回以内であれば軽微な変更となります。ただし、朝と夕の1日2回の訪問介護を1日追加する場合、単純計算をすると+2回となります。このような場合は、同じサービス内容が一日分増えるだけですので+1回とし、軽微な変更として処理して差し支えありません。

軽微な変更の項目	内容
目標を達成するためにサービス内容が変わるだけの場合	<p>第1表(居宅サービス計画書(1))の総合的な援助の方針や第2表(居宅サービス計画書(2))の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合。他の介護サービスの等の調整が必要な場合は除きます。</p> <p>例 介護保険での訪問看護が医療保険での訪問看護に変わる場合 インホームサービス増減</p>
目標設定期間の延長	<p>課題や長期目標が変わらない単なる短期目標期間の延長の場合。</p> <p>※期間満了後に短期目標についての評価をしてください。</p> <p>期間の長さは 長期目標>短期目標=援助内容の期間となります。※</p>
同一事業所内における担当介護支援専門員の変更	<p>契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(ただし、新しい担当者が利用者をはじめ各サービス担当者と同面識を有していること。)のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。</p>

※長期目標と短期目標の期間について

令和3年4月からの制度改正により、更新申請による認定有効期間が最長48ヶ月(同一介護度の場合)となりました。長期目標の期間については48ヶ月とすることも可能ですが、漫然とした支援計画にならないよう注意してください。期間の設定にあたっては「認定の有効期間」を考慮し、認定有効期間の半分や1年単位で長期目標を設定し、段階的に支援を行うというように工夫していただいて問題ありません。

目標設定期間については、長期目標>短期目標=援助内容となります。ただし、認定有効期間が残り数ヶ月の等の場合は、長期目標=短期目標としても差し支えありません。

例 長期目標3ヶ月、短期目標3ヶ月

軽微な変更として考えられる場合の取扱い

(1) サービス担当者会議

必ずしも実施しなければならないものではありません。しかしながら、例えば、介護支援専門員がサービス事業所へ周知した方が良いと判断するような場合などについて、開催することを制限するものではありません。

(2) ケアプランの作成

軽微な変更におけるケアプラン作成に際しては、どの箇所が変更になったかが分かるよう、見え消しで変更してください。また、支援経過記録に軽微な変更として取り扱った理由等を記載してください。

(3) 支援経過への記録

支援経過記録に変更の理由、変更年月日、変更内容等を記録してください。また、軽微な変更を行った内容等について利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録してください。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えありません。また、ケアプラン第2表に位置づけたサービス事業所等に対しては、軽微な変更の内容を周知してください。

(4) 軽微な変更か判断できない場合

判断に迷う場合は必ず保険者に確認をしてください。保険者から回答をもらった場合はきちんと支援経過記録に記録してください。

介護報酬の請求に関する問合せ

介護報酬の請求についてよくある問い合わせと、考えられる要因を整理しました。

1. 居宅介護支援事業所の未登録による返戻

考察要因

(1) 保険者への居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出が遅れている

居宅介護支援費の請求をするためには、前月末までに居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出する必要があります。これを過ぎた場合は原則請求は通りません。

例 8月提供分の報酬請求をするために居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を9月6日に提出した場合は返戻となります。8月31日までに提出する必要があります。

(2) 前月末までに介護認定が出ていないのに請求している

例 9月1日に介護認定の認定結果が出たため、8月提供分を9月上旬に請求しても請求は通りません。前月末までに認定が出ている必要があるからです。

(3) 更新申請の結果、介護から予防になり、更新後の有効期間開始日に合わせて区分変更申請をした結果、介護となった場合。

例 介護1（10月31日まで有効）の更新申請をした結果、10月25日に要支援1の認定が出た。11月1日付けの区分変更申請をした結果介護1の認定が出た。

※このケースの場合、結果的には同じ介護度で同じ事業所が引き続き支援業務を行う場合であっても、支援1の判定が1度出されているため、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出が改めて必要になります。

(4) 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書中の「開始・変更年月日」を誤っている

例 10月10日に予防から介護に区分変更されたにもかかわらず、開始・変更年月日を10月1日としている。

※10月9日までは予防となるため、10月1日に居宅「介護」支援事業所が登録されると矛盾するのでエラーが生じます。